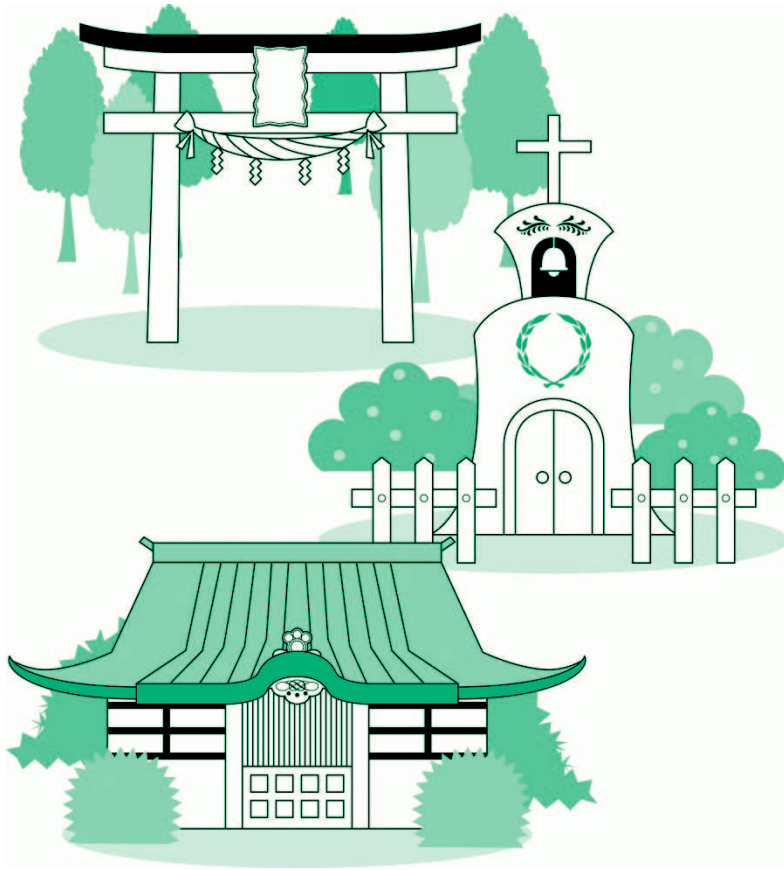


令和6年版

宗教法人の税務

源泉所得税・法人税・地方法人税・消費税・印紙税



■ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まりました！

特設サイト

○ 特集 インボイス制度（特設サイト）

国税庁ホームページのインボイス制度に関する特設サイトでは、制度の概要やインボイス発行事業者の登録申請手続についてご案内しています。



○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

インボイス制度に関する一般的なご質問は、税務相談チャットボットをご利用ください。ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AIを活用して「税務職員ふたば」が自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

※ 一般的なご質問は、専用ダイヤルでも受け付けております。詳しくは、上記「特設サイト」をご覧ください。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

この「宗教法人の税務」は、令和5年11月1日現在の所得税法等関係法令に基づいて作成してあります。



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている
法人番号 7000012050002

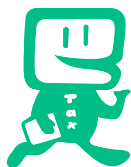
リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

はじめに

このパンフレットは宗教法人において特に注意していただきたい以下の事項について、その概要を説明したものです。

- 1 宗教法人が支払う給与や報酬・料金に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収
- 2 宗教法人が行う収益事業に対する法人税及び地方法人税の課税
- 3 宗教法人が行う資産の譲渡等に対する消費税及び地方消費税の課税
- 4 宗教法人が作成する一定の文書に対する印紙税



イータ君

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。



詳しくはこちら！

年末調整手続きの電子化でバックオフィス業務が効率化！

年末調整手続きの電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算や控除証明書等のチェックが不要となるなど、バックオフィス業務が効率化されます。

また、国税庁では、年末調整手続きにおいて、従業員が控除証明書等データを用いて簡便・正確に控除申告書を作成することができる「年調ソフト」をパソコン・スマートフォンの公式アプリストアなどで無償提供していますので、ご活用ください。



詳しくはこちら！

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマホなどで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法



スマホによる申請
はこちらから！



目 次

（源泉所得税）

- ◎ 宗教法人も源泉徴収義務者となります。…………… 1
- ◎ 個人の家計と宗教法人の会計とは明確に区分する必要があります。…………… 1
- ◎ 給与所得の源泉徴収税額は、税額表を適用して求めます。…………… 2
- ◎ 月々の源泉徴収税額は、次のように計算します。…………… 3
- ◎ 源泉徴収の対象となる給与には、金銭で支給されるもののほか、経済的利益の供与や物の支給も含まれます。…………… 6
 - 宗教法人の庫裏等に無償で居住している場合…………… 6
 - 宗教法人から法衣等の支給（貸与）を受けた場合…………… 7
 - 個人で負担すべき飲食代等の費用を宗教法人が負担した場合…………… 7
 - 子弟の学費を宗教法人が負担した場合…………… 7
- ◎ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人で一定の人については、その年最後の給与の支払をする際、年末調整を行います。…………… 7
- ◎ 給与の支払額や源泉徴収税額は、源泉徴収簿等に記録します。…………… 8
- ◎ 退職手当や一定の報酬・料金についても源泉徴収が必要です。…………… 8
- ◎ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、納期限までにe-Taxを利用し
て納付する、又は最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。…… 9
- ◎ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税が正しく納付されていない場合に
は、本税のほか加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。…… 11
- ◎ 住職等個人が確定申告をしなければならない場合があります。…………… 11

（法人税）

- ◎ 宗教法人が収益事業を行う場合には、法人税の納税義務があります。…………… 12
- ◎ 収益事業として34種類の事業が掲げられています。…………… 12
- ◎ 収益事業に該当するかどうかの具体的な判定…………… 12
- ◎ 収益事業の経理は、収益事業以外の事業の経理と区分する必要があります。… 14
- ◎ 収益事業の資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、収益事業に係る寄附金の額とみなされます。…………… 15
- ◎ 税務署への届出や申請には収益事業の開始届出など種々のものがあります。… 15
- ◎ 法人税の申告及び納付は、各事業年度終了後2か月以内にしなければなりません。… 16
- ◎ 収益事業を行わない場合であっても、一定の収入があるときは、損益計算書等を所轄の税務署長に提出する必要があります。…………… 16

（地方法人税）

- ◎ 法人税の納税義務がある宗教法人は、地方法人税の納税義務者となります。
この場合の地方法人税の申告及び納付は、各課税事業年度終了後2か月以内に
しなければなりません。…………… 17

（消費税及び地方消費税）

- ◎ 宗教法人も消費税及び地方消費税の納税義務があります。…………… 17
- ◎ 令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まりました。… 21

（印紙税）

- ◎ 宗教法人も印紙税の納税義務があります。…………… 24

(源泉所得税)

宗教法人も源泉徴収義務者となります。

源泉徴収制度は、給与や報酬・料金などの源泉徴収の対象とされている所得の支払者が、その支払の際に所定の所得税を徴収して国に納付するというものです。また、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付することとされています。この所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となります。



したがって、宗教法人においても、その代表役員（住職、宮司等）や職員等に給与や退職手当を支払う場合、あるいは税理士等の報酬・料金、講演料等を支払う場合には、源泉徴収義務者として、その支払の際に、所定の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して納付する必要があります。

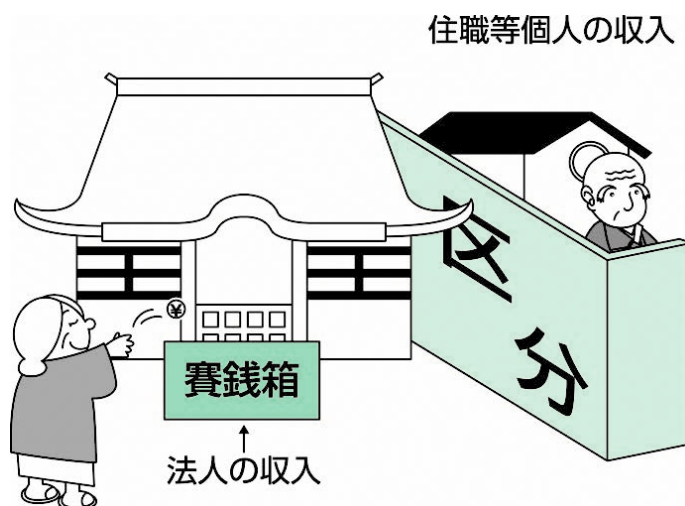
なお、非居住者や外国法人に対して、給与や報酬、不動産の使用料、土地・建物等の譲受けの対価等を支払う場合にも、所定の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して納付する必要があります。

個人の家計と宗教法人の会計とは明確に区分する 必要があります。

宗教法人の会計処理を正しく行うため、次の事項に注意して、常日頃から宗教法人の収支と住職等個人の収支を明確に区分しておくことが必要です。

また、住職等の給与については、あらかじめ適正な金額を定め毎月一定の日に支給することが望ましいと思われます。

- ① 宗教活動に伴う収入や宗教法人の資産から生ずる収入は、全て宗教法人の収入となります。



したがって、布施、奉納金、会費、献金、賽銭、寄附金、雑収入等は全て宗教法人の収入として宗教法人の会計帳簿に正しく記載する必要があります。

- ② 宗教活動に伴う支出や宗教法人の資産の維持、管理に要する支出は、全て**宗教法人の支出**となります。そのうち、住職や宮司(以下「住職等」といいます。)、職員等に対する給与については、その支払の際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行うこととなります。この給与には、金銭で支払われる給料や賞与のほか、後で説明するいわゆる「現物給与」も含まれます。
- なお、宗教法人の収入として計上すべき布施等を住職等個人が費消した場合には、宗教法人から住職等に対して**給与の支払**があったものとされ、源泉徴収の対象となります。
- ③ 財産についても、宗教法人のものと住職等個人のを明確に区分しておくことが必要です。

給与所得の源泉徴収税額は、税額表を適用して求めます。

給与から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を適用して求めることができます。

1 税額表の適用区分

給料や賞与から源泉徴収をする税額は、「源泉徴収税額表」を適用して求めます。

この税額表は、「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に分かれており、また、それぞれの税額表は、「甲」欄及び「乙」欄、日額表は更に「丙」欄に区分されています。

これらの税額表は、給与の支給区分及び「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無に応じ、それぞれ次の表のとおり適用します。

給与の支給区分	適用する税額表	扶養控除等申告書の提出の有無	適用する欄
①月ごとに支払うもの ②半月ごと、10日ごとに支払うもの ③月の整数倍の期間ごとに支払うもの	月額表	提出あり	甲 欄
		提出なし	乙 欄
④毎日支払うもの ⑤週ごとに支払うもの ⑥日割で支払うもの	日額表	提出あり	甲 欄
日雇賃金を除きます。		提出なし	乙 欄
⑦日雇賃金	日額表	(提出不要)	丙 欄
⑧賞 与	賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表又は月額表	提出あり	甲 欄
		提出なし	乙 欄

(注) 1 給与の支払を受ける人は、扶養親族の有無に関係なく、原則として毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

- 2 2か所以上から給与の支払を受ける場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」は、そのいずれか一の給与の支払者にのみ提出することができます。この場合、その申告書の提出先から支払を受ける給与を「主たる給与」といい、それ以外の者から支払を受ける給与を「従たる給与」といいます。

2 住職等が他に勤務している場合の税額表の適用

宗教法人の住職等の中には、他に勤めながら宗教法人の用務を行うなど、他の勤務先からも給与の支払を受けている人がいます。

このような人が、他の勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合には、その宗教法人が支払う給与は「従たる給与」として、税額表の「乙」欄を適用して源泉徴収を行うことになります。

なお、2か所以上から支払を受ける給与について、そのいずれを「主たる給与」とするかは、本人の選択によって決めることができます。

また、住職等が2か所以上から給与を受けている場合には、その住職等は確定申告を行う必要があります。詳細については11頁をご確認ください。

月々の源泉徴収税額は、次のように計算します。

1 給料に対する源泉徴収税額の計算方法（令和6年分）

(1) 甲欄適用（主たる給与）

- 〔設例〕 宗教法人〇〇寺のA住職の場合（兼職なし）
- ① 令和6年3月分給料 420,000円
 - ② 給料の額から控除する社会保険料等 63,087円
 - ③ 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出あり（源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人）

〔税額の計算〕

月 額 表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	
円 88,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に3.063%に相当する金
344,000	344,000	12,160	8,620	6,840	5,550	3,600	2,110	1,480	0	0	68,000
347,000	347,000	12,340	8,860	6,960	5,550	3,730	2,110	500	0	0	69,000
350,000	350,000	12,520	9,080	7,090	5,550	3,850	2,240	620	0	0	70,000
353,000	353,000	12,700	9,300	7,210	5,600	3,970	2,360	750	0	0	71,100
356,000	356,000	12,880	9,520	7,330	5,600	4,090	2,480	870	0	0	72,100
359,000	359,000	13,060	9,740	7,450	5,600	4,220	2,600	990	0	0	73,100
362,000	362,000	13,240	9,960	7,580	5,600	4,340	2,730	1,110	0	0	74,200
365,000	365,000	13,420	10,180	7,700	6,090	4,460	2,850	1,240	0	0	75,200
368,000	368,000	13,600	10,400	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0	76,200
371,000	371,000	13,780	10,620	7,940	6,330	4,710	3,090	1,480	0	0	77,100
374,000	374,000	13,960	10,840	8,070	6,450	4,840	3,220	1,600	0	0	78,100

$$\begin{array}{r} \boxed{\text{総支給金額}} \\ \text{(課税分)} \end{array} - \boxed{\text{社会保険料等}} = \boxed{\text{社会保険料等控除}} \cdots \cdots \text{(源泉徴収税額)} \\ \text{後の給与等の金額} \\ 420,000\text{円} - 63,087\text{円} = 356,913\text{円} \cdots \cdots 7,450\text{円}$$

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,913円(420,000円-63,087円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,913円が含まれている「356,000円以上 359,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「2人」(源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族1人の合計)欄との交わる場所に記載されている7,450円が求める税額です。

(2) 乙欄適用 (従たる給与)

〔設例〕 宗教法人××寺のB住職の場合 (兼職あり)

- ① 令和6年5月分給料 90,000円
- ② 給料の額から控除する社会保険料等なし
- ③ 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出なし (他の勤務先に提出済み)

〔税額の計算〕

月 額 表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	
円	円	税 額									円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300

総支給金額 (課税分)	－	社会保険料等	＝	社会保険料等控除 後の給与等の金額	……	(源泉徴収税額)
90,000円		0円		90,000円		3,200円

- ① 給料の額から控除する社会保険料等がありませんので、支給額90,000円がそのままB住職の社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、90,000円が含まれている「90,000円以上91,000円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている3,200円が求める税額です。

なお、「乙」欄の適用を受ける人については、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」が88,000円未満の場合でも、3.063%の税率が適用されます。

2 賞与に対する源泉徴収税額の計算方法（令和6年分）

〔設例〕 宗教法人△△寺のC住職の場合（兼職なし）

- ① 前月分の給料（社会保険料等控除後） 200,820円
- ② 賞与の金額 554,000円
- ③ 賞与の額から控除する社会保険料等 85,177円
- ④ 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出あり（源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人）

〔税額の計算〕

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の金額に 乗すべき率	甲										
	扶 養				親 族						
	0 人		1 人		2 人		3 人				
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控										
以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満	
千円		千円		千円		千円		千円		千円	
0.000	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	171	千円未満			
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295			
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345			
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398			
8.168	300	325	338	365	369	393	393	417			
10.210	334	350	350	375	375	420	420	445			

総支給金額 (課税分)	－	社会保険料等	＝	社会保険料等控除 後の給与等の金額
554,000円		85,177円		468,823円
社会保険料等控除 後の給与等の金額	×	賞与の金額に 乗すべき率	＝	(源泉徴収税額)
468,823円		2.042%		9,573円

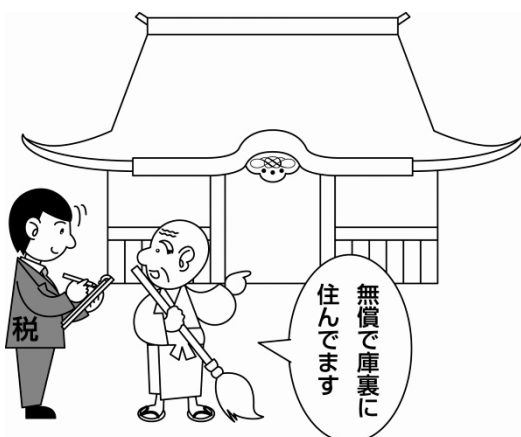
- ① 算出率の表の「甲」欄により、「扶養親族等の数」が「2人」(源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族1人の合計)の欄で、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額200,820円が含まれている「133千円以上269千円未満」の行を求めます。その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わる場所に記載されている「2.042%」が、賞与の金額に乗する率です。
- ② 賞与の金額554,000円から社会保険料等85,177円を控除した残額468,823円に2.042%を乗じた金額9,573円(1円未満の端数切捨て)が求める税額です。

源泉徴収の対象となる給与には、金銭で支給されるもののほか、経済的利益の供与や物の支給も含まれます。

給与は金銭で支給するのが普通ですが、例えば、宗教法人が、住職等や職員等に対して食事などを現物で支給している場合や、住居を無償で提供しているような場合には、これらはいわゆる「現物給与」の支給をしたものとされますので、これらも源泉徴収の対象に含める必要があります。

宗教法人の庫裏等に無償で居住している場合

給与の支払者が役員や使用人に住宅等を無償又は低額の賃貸料で貸与した場合には、一定の算式により計算した賃貸料相当額と実際に徴収している賃貸料の額との差額がその役員や使用人に対する給与所得とされ、源泉徴収の対象とされます。

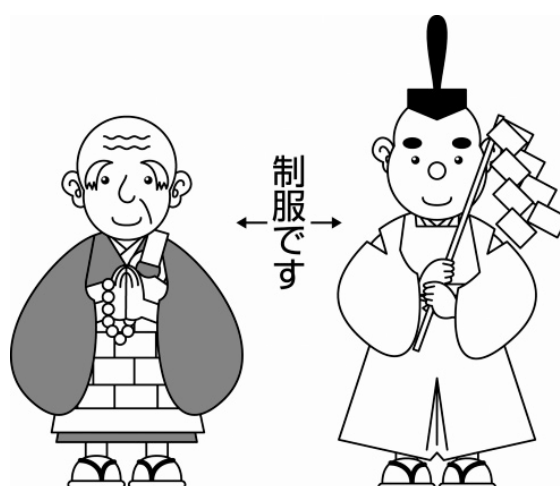


しかし、宗教法人の住職等が庫裏や社務所等に無償で居住している場合には、その庫裏や社務所等に居住することは、職務の遂行上やむを得ない必要に基づくものと認められますので、それが、通常、住職等が居住する家屋又は部屋として相当なものである限り、源泉徴収の対象とする必要はありません。

宗教法人から法衣等の支給（貸与）を受けた場合

給与の支払者が役員や使用人に対して無償で衣服等を支給又は貸与した場合には、その衣服等の価額又は貸与料に相当する金額の給与の支給があったものとして源泉徴収の対象とされます。

しかし、宗教法人が住職等に支給又は貸与する法衣等については、それが宗教法人の業務の遂行のために必要なものであれば一種の制服ともいえますので、源泉徴収の対象とする必要はありません。



個人で負担すべき飲食代等の費用を宗教法人が負担した場合

住職等が個人で負担すべき飲食代や生活費、慶弔費などを宗教法人が負担した場合には、その負担した金額は住職等に対して給与の支給があったものとして取り扱われますので、その負担した金額を住職等の給与に含めて源泉徴収の対象とする必要があります。

子弟の学費を宗教法人が負担した場合

宗教法人が住職等の子弟の学費を負担した場合には、その負担した金額は住職等に対して給与の支給があったものとして取り扱われますので、その負担した金額を住職等の給与に含めて源泉徴収の対象とする必要があります。



「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人で一定の人については、その年最後の給与の支払をする際、年末調整を行います。

月々の給料については、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」によって、源泉徴収を行います。月々に徴収した税額の1年間の合計額は、その1年間の給与所得に対する年税額とは一致しないのが普通です。

このため、給与の支払者は、その年最後の給与の支払の際に、その年1年間の給与所得に対する年税額を計算し、既に月々の給与などの支払の際に源泉徴収をした税額の合計額と比較して過不足額を求め、その過不足額を精算（還付又は徴収）します。

この手続を年末調整といい、年末調整は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人（甲欄適
用者）で、その提出先から受ける給与の収入金額が年間2,000万円以下の人について行います。

なお、年末調整の手順などその詳しい内容については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】
に掲載している「年末調整のしかた」を参照してください。

給与の支払額や源泉徴収税額は、源泉徴収簿等に 記録します。

宗教法人は、給与の支払を受ける人ごとに月々の給料の支払額や源泉徴収税額などを、給与所得に対する
源泉徴収簿等に記録しておき、年末調整を行う際や源泉徴収票を作成する際の資料とします。

なお、源泉徴収簿は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。

（注）国税庁ホームページに掲載している源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成しているものですので、給
与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のために使用で
きるものであれば、それを使用して差し支えありません。

〔源泉徴収簿の記載例〕

甲欄 乙欄		所 属	職 名	住 所							
		○ ○ ○	△ △ △	（郵便番号 ××× - ××××） ○○市△△町1丁目1-1							
区 分	月 区 分	支 給 月 日	総 支 給 金 額	社会保 険料 等 の 控 除 額	社会保 険料 等 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額	扶養親 族等 の 数	算 出 税 額	年 末 調 整 に よ る 過 不 足 税 額	差 引 徴 収 税 額	前 同 き し 扶 養 控 除 等 の 申 告 ・ 各 種 控 除 額	
令 和 6 年 分	1	1 25	420,000 円	63,087 円	356,913 円	2人	7,450 円	円	7,450 円		
	2	2 22	420,000	63,087	356,913	2	7,450		7,450		
	3	3 25	420,000	63,087	356,913	2	7,450		7,450		

退職手当や一定の報酬・料金についても源泉徴収 が必要です。

1 退職手当等

退職手当等を支払う場合には、支払を受ける人（退職者）か
ら「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告
書に記載されている勤続年数などに基づいて退職所得控除額
（勤続年数1年当たり40万円（勤続年数が20年を超える人
については、800万円にその超える年数1年当たり70万円
を加算した額）を計算し、退職手当等の区分に応じ次の課税
退職所得金額を課税標準として求めた税額を、退職手当等を
支払う際に源泉徴収します。



退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等（注1）の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
短期退職手当等（注2）の場合	① 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
	② 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 > 300万円の場合 $150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$
特定役員退職手当等（注3）の場合	特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額

- (注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
- (※) 本年中に、一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等の支払がある場合の課税退職所得金額の計算方法などについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/O1.htm>】に掲載している「短期退職手当等Q & A」をご確認ください。

なお、源泉徴収をする税額は、原則として「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めますが、支払を受ける人（退職者）から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合には、その退職手当等の支払金額に20.42%の税率を乗じた税額を源泉徴収します。

2 報酬・料金

宗教法人が講演会を開催し、講師に支払う謝礼についても所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をしなければなりません。このほかに、税理士や弁護士等に支払う報酬など一定の報酬・料金についても同じです。

この場合の税率は、原則として10.21%（同一の人に対して1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20.42%）です。



源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、納期限までにe-Taxを利用して納付する、又は最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、原則として給与などを支払った月の翌月10日までにe-Tax（イータックス）を利用して納付する、又は所得税徴収高計算書（納付書）を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。



なお、この納期期限が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期期限となります。

※ e-Taxをご利用いただくと、ダイレクト納付などを利用して納付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



納期の特例制度

給与の支給人員が常時10人未満である場合には、所轄の税務署長の承認を受けることにより、給与などの一定のものについて次のように年2回にまとめて納付することができます。

これを「納期の特例」といいます。

区 分	納 期 限
① 1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の額	7月10日
② 7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の額	翌年1月20日

〔納付書（納期特例分）の記載のしかた〕

最初と最後の支払年月日 最初と最後の支払年月 整理番号を忘れずに！

国税 取納資金（納付書） 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 納 領 収 通 知 書 (記入例) ¥11234567890

32391 06 税 務 署 名 0000000000 税 務 署 使 用 番 号 00123456

区 分	支 払 年 月 日	人 員	支 払 額	税 額
棒給・給料等 (01)	060125 ~ 0623	6	278000	60240
賞与(退職時を除く) (02)	060331 ~	1	650000	53092
日雇労働者の賃金 (06)				
退職手当等 (07)				
税理士等の報酬 (08)	060127 ~ 0630	6	60000	6126
役員費等 (03)				
同上の支払確定年月日				

住所 (所在地) (電話番号 XXX - XXX - XXXX)
 ○○市△△町1丁目1-1
 納期特例分 氏名 宗教法人 ○○○

年末調整による不足税額 (04) 0
 年末調整による超過税額 (05) ▲

本 税 119458
 延 滞 税 0
 合 計 額 ¥119458

納期等の区分
 令和 年 月
 自 0601
 迄 0606
 支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領 印 用 票
 証券受領 円
 証券番号 円
 発 出 人 (領収年月日及び領収者名)
 (領収年月日及び領収者名)
 左記の合計額を領収しました。

デタッチ線 デタッチ線

令和6年1月から6月までに支払った給与の合計額 2,778,000円とその税額の合計額 60,240円

令和6年3月31日に支払った賞与 650,000円とその税額 53,092円

令和6年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額 60,000円とその税額 6,126円

税額欄の合計額 119,458円

《納付する税額がない場合》

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所轄の税務署にe-Taxにより送信、郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税が正しく納付されていない場合には、本税のほか加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

宗教法人が住職等に対する給与や退職手当、一定の報酬・料金などを支払った場合に、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収しなかったときや徴収したにもかかわらず納期限までに納付しなかったときには、源泉徴収義務者である宗教法人は、納付すべき税額（本税）のほか、不納付加算税（本税に対して5%又は10%）や延滞税が課されることがあります。

さらに、例えば非収益事業や収益事業に該当する収入の一部を除外して住職等の個人的な費用に充てるなど不正に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を免れていた場合には、不納付加算税に代えて重加算税（本税に対して原則として35%）が課されることとなります。

住職等個人が確定申告をしなければならない場合があります。



次のような人は、その年の所得を合計して、翌年の**2月16日から3月15日**までの間に、その人の住所地等の所轄の税務署に**確定申告**をしなければなりません（確定申告をすれば税金が還付される方を除きます。）。

- ① 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得及び退職所得を除く各種の所得（地代、家賃、原稿料などの所得）の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得及び退職所得を除く各種の所得との合計額が20万円を超える人

したがって、住職等個人に原稿料や講演料などの収入があるときや、宗教法人からの給与のほか他の勤務先からの給与があるときなどは、確定申告をしなければならない場合があります。

確定申告書は、国税庁ホームページで作成・送信できます！

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、スマホやパソコンで画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、**所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書**などの作成・e-Taxによる送信ができます。

- ◆作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダー）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- ◆マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー



(法人税)

宗教法人が収益事業を行う場合には、法人税の納税義務があります。

株式会社のように営利を目的として設立された法人は各事業年度の全ての所得に対して法人税が課税されますが、宗教法人等の公益法人等については、収益事業を行う場合に、その収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されます。

収益事業として34種類の事業が掲げられています。

宗教法人は収益事業を行う場合に法人税を納める義務がありますが、この場合の収益事業とは、次に掲げる34種類の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

なお、これらの事業に係る事業活動の一環として、又はこれに関連して行われるいわゆる付随行為も収益事業に含まれます。

- | | | |
|-------------------------------|--------------------|-------------|
| ① 物品販売業 | ⑬ 写真業 | ⑳ 美容業 |
| ② 不動産販売業 | ⑭ 席貸業 | ㉑ 興行業 |
| ③ 金銭貸付業 | ⑮ 旅館業 | ㉒ 遊技所業 |
| ④ 物品貸付業 | ⑯ 料理店業その他の
飲食店業 | ㉓ 遊覧所業 |
| ⑤ 不動産貸付業 | ⑰ 周旋業 | ㉔ 医療保健業 |
| ⑥ 製造業 | ⑱ 代理業 | ㉕ 技芸教授業 |
| ⑦ 通信業、放送業 | ⑲ 仲立業 | ㉖ 駐車場業 |
| ⑧ 運送業、運送取扱業 | ⑳ 問屋業 | ㉗ 信用保証業 |
| ⑨ 倉庫業 | ㉑ 鋳業 | ㉘ 無体財産権の提供業 |
| ⑩ 請負業（事務処理の委託
を受ける業を含みます。） | ㉒ 土石採取業 | ㉙ 労働者派遣業 |
| ⑪ 印刷業 | ㉓ 浴場業 | |
| ⑫ 出版業 | ㉔ 理容業 | |

収益事業に該当するかどうかの具体的な判定

宗教法人において一般的に行われていると思われる事業が収益事業に該当するかどうかの判定は、おおむね次によることになります。

(注) 喜捨金や対価の收受が、現金で行われる場合と現金以外(キャッシュレス決済)で行われる場合とによって、収益事業の該当性が変わるものではありません。



1 お守り、おみくじ等の販売

お守り、お札、おみくじ等の販売のように、その売価と仕入原価との関係からみてその差額が通常の物品販売業における売買利潤ではなく、実質的な喜捨金と認められるような場合のその物品の頒布は、収益事業には該当しません。

しかし、一般の物品販売業者においても販売されているような性質の物品（例えば、絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花、数珠、集印帳、硯墨、文鎮、メダル、楯、ペナント、キーホルダー、杯、杓子、箸、陶器等）を通常の販売価格で販売する場合には、その物品の販売は収益事業（物品販売業）に該当します。

なお、線香やろうそく、供花等の頒布であっても、専ら参詣に当たって神前、仏前等にささげるために下賜するものは、収益事業には該当しません。

2 墳墓地等の不動産の貸付け

宗教法人が行う墳墓地の貸付けは収益事業に該当しないこととされており、この墳墓地の貸付けには、その使用期間に応じて継続的に地代を徴収するもののほか、その貸付け当初に「永代使用料」として一定の金額を一括徴収するものも含まれます。

一方、宗教法人が行う不動産（墳墓地以外）の貸付けは、国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる場合など一定の要件に該当する場合を除き、収益事業（不動産貸付業）に該当します。

3 境内地等の席貸し

宗教法人の境内地や本堂、講堂等の施設を不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸しは全て収益事業（席貸業）に該当し、会議、研修等の娯楽、遊興又は慰安の用以外の用に供するための席貸しも、国又は地方公共団体の用に供するためのものなど一定の要件に該当するものを除き、収益事業（席貸業）に該当します。

4 宿泊施設の経営

宗教法人が所有する宿泊施設に信者や参詣人を宿泊させて宿泊料を受ける行為は、その宿泊料をいかなる名目で受けるときであっても、収益事業（旅館業）に該当します。

しかし、宗教活動に関連して利用される簡易な共同宿泊施設で、その宿泊料の額が全ての利用者につき1泊1,000円（食事を提供するものについては、2食付きで1,500円）以下となっているものの経営は、収益事業には該当しません。



5 所蔵品等の展示

宗教法人がその所蔵している物品又は保管の委託を受けたものを常設の宝物館等において観覧させる行為は、収益事業には該当しません。

6 茶道、生花等の教授

宗教法人が茶道教室、生花教室等を開設し、茶道、生花等特定の技芸を教授する事業は、収益事業（**芸教授業**）に該当します。

この場合の特定の技芸としては、茶道、生花のほか、洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含みます。）等があります。

なお、これらの技芸の教授には、通信教育によるもののほか、免許、卒業資格、段位、級、師範、名取り等の一定の資格、称号等だけを付与するものも含まれます。

7 駐車場の経営

宗教法人が境内の一部を時間極め等で不特定又は多数の者に随時駐車させるもののほか、月極め等で相当期間にわたり継続して同一人に駐車場所を提供する事業は、収益事業（**駐車場業**）に該当します。

このほか、駐車場に適する土地を駐車場所として一括して貸し付ける事業も収益事業（**駐車場業**）に該当します。



8 結婚式場の経営

宗教法人が神前結婚、仏前結婚等の挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるものは収益事業に該当しませんが、挙式後の披露宴における宴会場の席貸し、飲食物の提供、衣装等の物品の貸付け、記念写真の撮影及びこれらの行為のあっせん等は、収益事業に該当します。

収益事業の経理は、収益事業以外の事業の経理と区分する必要があります。



法人税の課税標準となる所得金額は、各事業年度の売上等の**益金の額**から原価、販売費及び一般管理費等の**損金の額**を控除して計算しますが、宗教法人については、収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税されますので、収益事業に係る収支、資産及び負債と収益事業以外の事業に係る収支、資産及び負債とを**区分して経理**し、収益事業に係る所得金額を計算することとされています。

この場合、収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用又は損失の額については、その費用又は損失の性質等に応ずる、例えば使用面積、従業員数等の合理的な基準により、それぞれの事業に配賦し、その配賦したと

ころに基づいて経理することになります。なお、資産の区分経理については困難な場合もありますので、例えば収益事業と収益事業以外の事業とに共用されている資産（それぞれの事業ごとに専用されている部分が明らかな資産を除きます。）について、これを収益事業の資産としての区分経理はしないで、決算のときにその償却費を使用面積割合等によって区分し、収益事業の経費を計算するというような方法によっても差し支えありません。

収益事業の資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、収益事業に係る寄附金の額とみなされます。

宗教法人が収益事業に属する金銭その他の資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます。

なお、この収益事業に係る寄附金の額については、次の算式により計算した金額の範囲内で損金の額に算入されます。

(算式)

$$\text{各事業年度の収益事業に係る所得金額} \times \frac{20}{100} = \text{損金算入限度額}$$

税務署への届出や申請には収益事業の開始届出など種々のものがあります。

宗教法人が新たに収益事業を開始し、又は現に収益事業を行っている場合、所轄の税務署に対して届出をし、又は申請をするものとしては、以下のようなものがあり、e-Taxを利用して送信できるほか、郵送等により提出できます。

なお、これらの届出（申請）用紙等は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。

1 収益事業の開始届出

宗教法人が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2か月以内に「**収益事業開始等届出書**」を所轄の税務署長に提出することになっています。

2 青色申告の承認申請

青色申告書を提出する法人については、欠損金の繰越控除（10年間）や租税特別措置法の規定による特別償却等の特典が受けられることになっています。

青色申告書を提出しようとする場合には、その提出しようとする事業年度開始の日の前日までに所轄の税務署長に「**青色申告の承認申請書**」を提出して、その承認を受けることが必要です。

なお、収益事業開始初年度から青色申告書を提出しようとする場合には、その開始の日以後3か月を経過した日と収益事業開始初年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに申請すればよいことになっています。

3 棚卸資産の評価方法等の届出

法人税の計算において、棚卸資産の評価方法や有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出方法は、一定の方法を法人の選択により用いることができるため、宗教法人がそれらの選択をしようとする場合には、所定の期日までにその選択しようとする方法を届け出てください。また、減価償却資産の償却方法についても、定額法によることとされている建物、建物附属設備、構築物や無形減価償却資産等を除いて、一定の方法を法人の選択により用いることができるため、所定の期日までにその選択しようとする方法を届け出てください。

なお、この届出をしない場合には、例えば、棚卸資産の評価方法については最終仕入原価法、減価償却資産の償却方法については定率法というように法律で定められた方法により計算をすることになります。

法人税の申告及び納付は、各事業年度終了後2か月以内にしなければなりません。

収益事業を行う宗教法人は、各事業年度終了の日の翌日から**2か月以内**に所轄の税務署長に対して所得金額や法人税の額等を記載した法人税確定申告書を提出するとともに、その法人税の額を納付しなければなりません。

この場合の法人税の額は、各事業年度の収益事業に係る所得金額に**19%**(平成24年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額については、**15%**)の税率を乗じて計算した金額です。

なお、法人税確定申告書の提出に当たっては、収益事業に関する貸借対照表や損益計算書等だけでなく、収益事業以外の事業に関するこれらの書類も添付する必要があります。

(注) 法人税に関する租税特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定を適用する場合には、「適用額明細書」を法人税の確定申告書に添付する必要があります。そのため、所得金額のうち年800万円以下の金額について**15%**の税率を適用する場合にも、所定の事項を記載の上、添付しなければなりません。

収益事業を行わない場合であっても、一定の収入があるときは、損益計算書等を所轄の税務署長に提出する必要があります。

収益事業を行わないため法人税確定申告書を提出する義務のない宗教法人であっても、布施収入などを含めた年間の収入金額(資産の売却による収入で臨時的なものを除きます。)の合計額が**8,000万円を超える**場合には、その事業年度の損益計算書又は収支計算書(以下「損益計算書等」といいます。)を事業年度終了の日の翌日から**4か月以内**に、所轄の税務署長に提出する必要があります。

なお、宗教法人法など他の法令に基づいて作成している損益計算書等で、事業収入が事業の種類ごとに区分されているもの又は事業収入の明細書が添付されているものがある場合には、その損益計算書等を提出して差し支えありません。

(地 方 法 人 税)

法人税の納税義務がある宗教法人は、地方法人税の納税義務者となります。

この場合の地方法人税の申告及び納付は、各課税事業年度終了後2か月以内にしなければなりません。

法人税の納税義務がある宗教法人は、地方法人税の納税義務者となります。

地方法人税の納税義務者である宗教法人は、法人税と同様、各課税事業年度終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署長に対して課税標準法人税額や地方法人税の額等を記載した地方法人税確定申告書を提出するとともに、その地方法人税の額を納付しなければなりません。

この場合の地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に10.3%の税率を乗じて計算した金額です。

(注) 地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は一つの様式となっていますので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書の提出と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

(消費税及び地方消費税)

宗教法人も消費税及び地方消費税の納税義務があります。

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。その納税義務は事業者が負いますが、事業者に負担を求めるものではなく、税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的には消費者が負担することとなります。消費税の課税対象は、国内において事業者が行った資産の譲渡等^(注)及び保税地域からの外国貨物の引取りです。

また、地方消費税は地方分権の推進、地或福祉などの充実等のために創設された地方税で、消費税の課税対象とされる資産の譲渡等を課税対象としています。

消費税及び地方消費税の税率は、次のとおりです。

区分	標準税率	軽減税率(※)
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

(※) 軽減税率は、①酒類・外食を除く飲食料品、②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)の譲渡を対象としています。

(注) 資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいいます。

1 納税義務者

国内で課税資産の譲渡等を行った事業者は、納税義務者になります。したがって、宗教法人も免税事業者（基準期間(前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者)に該当する場合を除き、課税資産の譲渡等を行えば納税義務を負うことになります。

(注)1 基準期間(前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間(その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間)における課税売上高が1,000万円を超えた場合、その事業年度(課税期間)から課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

2 簡易課税制度の適用を受けない課税事業者が高額特定資産(*)の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から原則として3年間は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

(*)「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】載しているパンフレット「消費税のあらまし」をご覧ください。

2 課税対象

消費税の課税関係について例を挙げれば、次のようになります。

- ① 消費税の課税対象となるかどうかの判断基準は、その事業が収益事業となるかどうかの区分によるのではなく、原則として事業として行われる行為が対価性のある資産の譲渡などに当たるかどうかで判断されます。例えば、寄附や贈与で金品などを受領するような場合には、相手方に対して資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供を行い、その反対給付として金品などを受領するものではありませんから、消費税の課税対象とはなりません。
- ② 資産の譲渡等に当たるものであっても、消費税の性格から課税対象とすることになじまないものや社会政策的な配慮から、一定のものについては非課税取引として消費税は課税されません(非課税取引は、消費税法別表第二に掲名されている取引に限られます。)。これには、例えば、宗教法人関係では、土地の貸付け、幼稚園の授業料(保育料)、入園料、入園検定料及び施設設備費などがあります。一方、宝物館等への入場料は、消費税法上は非課税として特に掲名されていませんから消費税の課税対象となり、料金等への転嫁により消費者に消費税分の負担を求めるということになります。
- ③ 宗教法人の行う主な事業について消費税の課税関係をまとめますと、21 ページの一覧表のようになります。

3 納付税額の計算

(1) 消費税額は、次の算式によって計算した金額です。

※1 売上税額

イ 原則(割戻し計算)

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、110分の100または108分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率(7.8%または6.24%)を掛けて売上税額を算出します。

$$\text{売上税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{6.24}{108} \right)$$

□ 特例(積上げ計算)

相手方に交付した適格請求書または適格簡易請求書(以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。)の写しを保存している場合(適格請求書等の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。)には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます。

なお、売上税額を積上げ計算した場合、仕入税額も積上げ計算しなければなりません。

$$\text{売上税額} = \text{適格請求書等に記載した消費税額等の合計額} \times \frac{78}{100}$$

※2 仕入税額

イ 原則(積上げ計算)

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等(提供を受けた電磁的記録を含みます。)に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出します。

$$\text{仕入税額} = \text{請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額} \times \frac{78}{100}$$

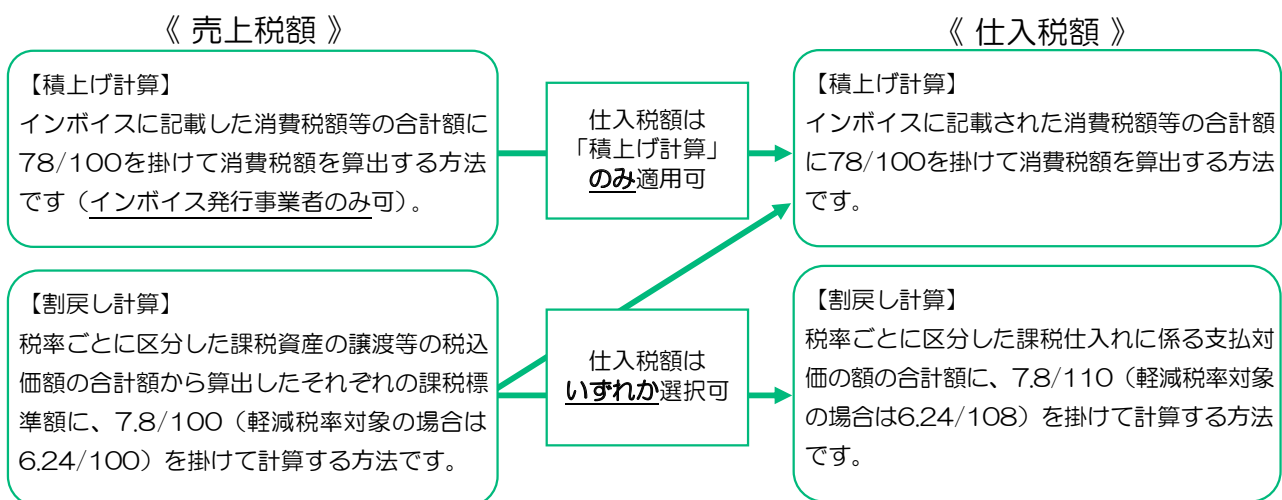
□ 特例(割戻し計算)

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、110分の7.8または108分の6.24を掛けて算出した金額を仕入税額とすることができます。

なお、割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。

$$\text{仕入税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{6.24}{108} \right)$$

(参考) 売上税額と仕入税額の計算方法



(注) 売上税額の計算方法において、「割戻し計算」と「積上げ計算」を併用することは認められていますが、仕入税額の計算方法において、「積上げ計算」と「割戻し計算」を併用することはできません。

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110(軽減税率の対象となる場合は8/108)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)を仮払消費税額とし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に78/100を掛けて算出する方法も認められます(帳簿積上げ計算)。

(注) 1 宗教法人の消費税額の計算においては、一般の事業者と異なり、寄附金等の対価性のない収入(特定収入。21ページの(注) 4を参照してください。)がある場合には、課税仕入れ等に係る消費税額の計算についての調整が必要となります。

詳しくは、パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」をご覧ください。

2 簡易課税制度又は2割特例適用して申告する場合には(注) 1の調整は必要ありません。

※ 簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算することなく、課税期間における課税売上高に係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。この制度の適用を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① その課税期間の基準期間(前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下であること
- ② 「消費税簡易課税制度選択届出書」を簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに所轄の税務署長に提出していること

※ 2割特例とは、インボイス制度(適格請求書等保存形式)を機に免税事業者からインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)になった場合に、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算することなく、課税期間における課税売上高に係る消費税額の80%に相当する金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度で、事前に届け出る必要もなく、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において適用することができます。

3 消費税等の税率は標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率ですので、事業者の方は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行う必要があります。また、課税仕入れ等に係る消費税額を控除(仕入税額控除)するには、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿及びインボイス発行事業者から交付を受けた適格請求書等の両方の保存が必要となります。これらの両方が保存されていない場合は、保存されていない課税仕入れ等に係る消費税額は控除の対象となりません(インボイス制度)。

(注) 令和5年10月1日より前の取引は、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(区分記載請求書等保存形式)。

(2) 地方消費税額は、次の算式によって計算した金額です。

(算式)

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額} \times \text{地方消費税率}^{(注)}$$

(注) 地方消費税率は、「78分の22」です。

(3) 納付税額は、次の算式によって計算した金額です。

(算式)

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

4 申告及び納付

納税義務者となる宗教法人は、課税期間(事業年度)終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署長に対して所定の事項を記載した消費税及び地方消費税の確定申告書を提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額の合計額を納付することになります。

- 軽減税率制度及びインボイス制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(インボイス制度)」をご覧ください。



詳しくはこちら！

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】には、次のパンフレットが掲載されています。

- ① 「消費税のあらし」
 - ② 「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」
 - ③ 「適格請求書等保存方式の概要(インボイス制度の理解のために)」
- ※ その他「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」や「消費税法改正のお知らせ」なども掲載しています。

宗教法人の行う主な事業と消費税の課税、不課税等の一覧表

事業の内容	課税、不課税等の別
イ 葬儀、法要等に伴う収入（戒名料、お布施、玉串料等）	不課税
ロ お守り、お札、おみくじ等の販売	不課税
ハ 絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等の販売	課税
ニ 永代使用料を受領して行う墳墓地の貸付け	土地の貸付けに係るものは非課税
ホ 墓地、霊園の管理料	課税
ヘ 駐車場の経営	課税
ト 土地や建物の貸付け	土地の貸付けは非課税、建物の貸付けは課税、ただし、住宅の貸付けは非課税
チ 宿泊施設（宿坊等）の提供（1泊2食、1,500円以下）	不課税
リ 神前結婚、仏前結婚の挙式等の行為	
a. 挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるもの	不課税
b. 挙式後の披露宴における飲食物の提供	課税
c. 挙式のための衣装その他の物品の貸付け	課税
又 幼稚園の経営等	
a. 幼稚園の経営	保育料・入園料・入園検定料・施設設備費等は非課税
b. 制服、制帽等の販売	課税
c. ノート、筆記用具等文房具の販売	課税
ル 常設の美術館、博物館、資料館、宝物館等における所蔵品の観覧	課税
ヲ 新聞、雑誌、講話・法話集、教典の出版、販売	課税
ワ 茶道、生花、書道等の教授	課税
カ 拝観料	不課税

- (注) 1 不課税とはそのものの性質上消費税の課税の対象とならないものをいい、非課税とは本来的には消費税の課税の対象となるものですが社会政策的見地等から課税されないものをいいます。
- 2 イ、ロ、チ、リa、カについては、喜捨金等の収受が現金で行われるか、現金以外で行われるかにかかわらず、原則として消費税は不課税です。
- 3 ハの「線香、ろうそく、供花」の販売のうち、参詣に当たって神前・仏前等に献げるために下賜するものの頒布は不課税です。
- 4 上記事業のうち不課税となる事業収入は、特定収入に該当します。
- 消費税及び地方消費税の一般的な事柄や手続については、パンフレット「消費税のあらまし」をご覧ください。

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まりました。

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

1 インボイスとは

インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいい、請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

2 インボイス発行事業者登録制度

インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。インボイス発行事業者となるためには、登録申請手続きを行い、税務署長の登録を受ける必要があります。

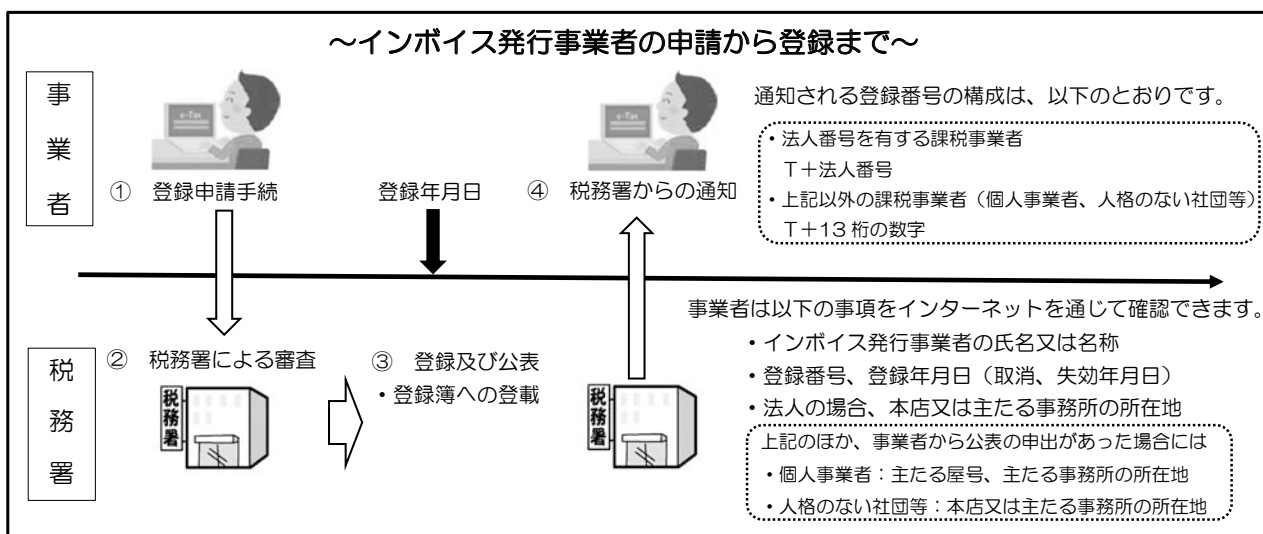
インボイス発行事業者の登録手続きは、宗教法人ごとに行う必要があります。

宗教法人においても、例えば、駐車場等施設の貸付けなど課税資産の譲渡等を行った相手方からインボイスの交付を求められる場合があるため、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかご確認ください。

なお、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは宗教法人の任意です。取引の相手方が消費者や免税事業者である場合、インボイスの発行を求められることはありません。

インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかの検討に当たっては、インボイス制度特設サイトに掲載している「[インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート](#)」をご活用ください。

チェックシート
はこちら



3 インボイス発行事業者の義務等（売手の留意点）

インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、[インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務](#)が課されます。

インボイス発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（以下の下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

令和〇年×月△日

（株）●● 御中 ⑥

請求書

②③ ●●月分駐車場代

④ 10%対象 110,000円（税込）

消費税額 10,000円 ⑤

① 宗教法人●●

登録番号 T1234567890123

4 仕入税額控除の要件（買手の留意点）

インボイス制度の下では、インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、[一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件](#)となります（※1）。保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです。

《帳簿の記載例》

XX年		① 摘要		③ 税区分	借方(円)
②月	日	③			
11	30	△△食品㈱	食料品※	8%	86,400
11	30	〇〇商事㈱	文房具	10%	④ 44,000

※は軽減対象

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

なお、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引（例：毎月の駐車場代の支払）であっても、仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要となります。インボイスとして必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、例えば、契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（通帳や、銀行が発行した振込金受取書）とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たす（※2）こととなります。

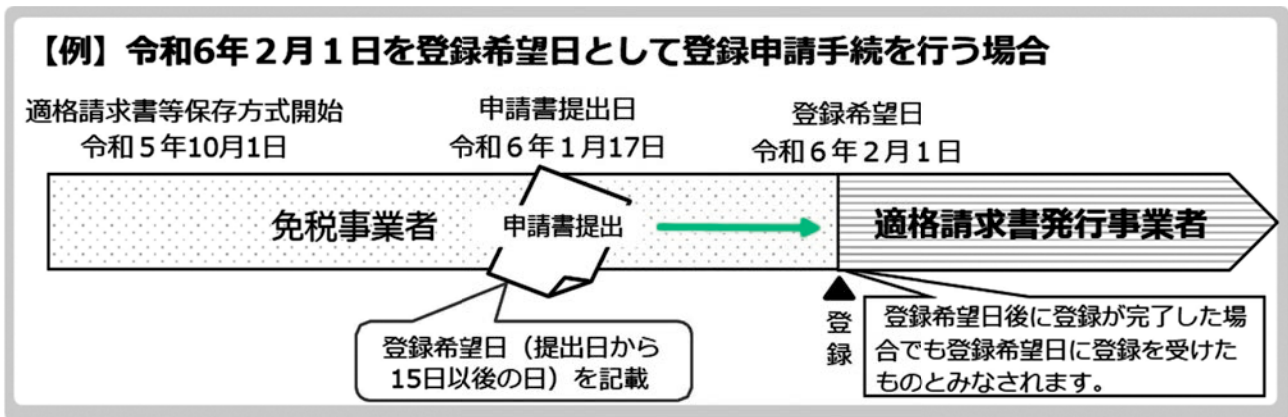
（※1） 基準期間の課税売上高が1億円以下など一定規模以下の事業者について、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う税込1万円未満の課税仕入れについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。

（※2） 制度開始前に既に契約書を作成している場合には、新たに契約書を作成する必要はなく、登録番号等のインボイス記載事項として不足している事項を取引の相手方から通知を受けることにより対応することも可能です。

5 免税事業者の登録手続

免税事業者の方が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス発行事業者の登録を受ける場合、「適格請求書発行事業者の登録申請書」に登録希望日（登録申請書を提出する日から15日以後の登録を受ける日として希望する日）を記載することで、登録希望日からインボイス発行事業者となることが可能です（経過措置）。

この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要なく、登録希望日後に登録が完了した場合であっても、登録希望者に登録を受けたものとみなされます。



インボイス発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。

上記経過措置の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

(印 紙 税)

宗教法人も印紙税の納税義務があります。

印紙税は、日常の取引に伴って作成される一定の文書に課税される税金で、例えば、消費貸借に関する契約書、請負に関する契約書、金銭の受取書（領収証）など、印紙税法で規定する20種類の文書により証されるべき事項を証明する目的で作成されたもののうち、非課税文書に該当しない文書（課税文書）が課税の対象となります。

1 納税義務者

印紙税の納税義務は課税文書を作成した時に成立し、課税文書の作成者が、その作成した課税文書について印紙税を納める義務があります。

2 宗教法人が作成する主な文書の取扱い

宗教法人が作成する文書の取扱いについて例を挙げれば、次のようになります。

① 墓地使用契約書・承諾書

宗教法人が墓地の使用を承諾し、これに対し相手方が使用料を支払うことを約する文書は、第1号の2文書（土地の賃借権の設定に関する契約書）に該当します。

② 工事（修繕）請負契約書

寺院等の工事や修繕などを請負業者に委託する契約書は、第2号文書（請負に関する契約書）に該当します。

※ 請負とは、当事者の一方（請負者）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを内容とする契約をいいます。

③ 領収証

宗教法人が作成する領収証には印紙税は課税されません。

(注) 印紙税は文書に記載されている個々の内容について課税文書に該当するかどうかの判断を行います。このため、例示した①のような名称の契約書であっても、その記載内容によっては、課税文書に該当しない場合もあります。

3 印紙税の納付方法

課税文書の作成者は、原則として、課税文書に課されるべき印紙税相当額の収入印紙を貼り付ける方法により印紙税を納付します。この場合には、印章又は署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけて、判明に印紙を消す必要があります。

印紙税の一般的な事柄や手続については、国税庁ホームページ【<https://www.ntago.jp/publication/pamph/O1.htm>】に掲載のパンフレット「[印紙税の手引](#)」をご覧ください。





イータックス

e-Tax (国税電子申告・納税システム)のご案内

e-Taxのメリット

○ 自宅やオフィス等で納税ができて便利！

税務署や金融機関に向くことなく、自宅やオフィス等から「ダイレクト納付」等を利用して納税できます。

○ 金融機関や税務署の窓口が開いていなくても納税ができて便利！

e-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間であれば、納税できます。

e-Taxの利用可能時間：火曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

24時間（休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。）

月曜日、土曜日、日曜日及び休祝日

8時30分～24時

※ 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

○ 源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書をデータ送信できて便利！

給与等の支払があり納付税額がない場合でも、源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書データを送信すれば、所得税徴収高計算書を税務署に持参又は送付する必要はありません。

「ダイレクト納付」とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の納付手段です（ダイレクト納付の利用に際しては、インターネットバンキング等の契約は必要ありませんが、金融機関がダイレクト納付に対応していることが必要です。）。

e-Tax利用開始までの流れ

①事前準備（電子証明書の取得等）^(注)

電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーライターが必要となります。

②開始届出をオンラインで行い、利用者識別番号等を取得

オンラインで開始届出を行う際には、電子納税に必要な納税用確認番号、納税用力ナ氏名・名称の登録も併せて行ってください。

開始届出は所轄税務署に書面で提出し行うこともできます。

③初期登録（電子証明書の登録等）^(注)

e-Taxソフトをインストールし、初期登録を行います。

電子証明書を登録することにより、所得税、法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税等の電子申告や各種申請・届出の電子提出についてもご利用いただけます。

(注) 1 源泉所得税及び復興特別所得税等の電子納税のみを利用する場合には、電子証明書の取得や登録は不要です。

2 宗教法人の代表役員のマイナンバーカードも電子証明書としてご利用いただけます。

e-Taxソフト（WEB版）のご案内

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、e-Taxホームページのe-Taxソフト（WEB版）をご利用になると便利です。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になると、開始届出書のオンライン提出から所得税徴収高計算書の作成・送信及び納付までを一連の操作で行うことができます。

詳しくは、e-Taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。